



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (21) (障がい福祉課) 5
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 13
	鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 30
	鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則 (24) (長寿社会課) 31
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則 (25) (〃) 34
	鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部を改正する規則 (26) (〃) 36
	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (27) (〃) 40

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部が改正され、指定障害福祉サービス事業等を廃止又は休止しようとする場合に届け出る事項が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定障害福祉サービス事業又は指定一般相談支援事業の廃止又は休止の届出書及び指定障害者支援施設の指定の辞退の届出書に、現に当該指定障害福祉サービス等を受けている者に係る事項を記載した一覧表を添付することとする。
- (2) 指定自立支援医療機関が処分を受けたことに係る届出書について、処分の根拠となる法律を記載する欄を設ける。
- (3) その他所要の改正を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部が改正され、就労定着支援及び自立生活援助に係る指定基準を規則で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 就労定着支援の事業を行う者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型のサービスを提供し、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者であることその他の就労定着支援の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (2) 自立生活援助の事業を行う者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助のサービスを提供する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であることその他の自立生活援助の人員、設備、運営等の基準を定める。
- (3) 生活介護又は自立訓練の事業を行う者は、利用者の職場への定着を促進するため、職業生活における相談等の支援の継続に努めることとする。
- (4) 共同生活援助のうち日中サービス支援型事業所について、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の世話人又は生活支援員に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせることその他の人員、設備、運営等に関する基準を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 施設障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児入所支援を一体的に行う施設について、福祉型障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を満たしているときは、指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準を満たしているものとみなす特例を廃止する。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

規 則

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>様式第1号の2（第2条の2関係） <u>指定変更申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 (事業者・設置者) 名 称 代表者 ㊞</p> <p>次のとおり指定の変更を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業所 (施設)</td> <td style="width: 95%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 特定障害福祉サービスの事業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所 </td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> 指定障害者支援施設の設置者にあつては、利用者の推定数 </td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更する事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 45%;">特定障害福祉サービスの量の増加</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(変更前)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">2</td> <td style="width: 45%;">施設障害福祉サービスの種類の変更</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	略	略	略		事業所 (施設)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table>	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市	特定障害福祉サービスの事業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所		指定障害者支援施設の設置者にあつては、利用者の推定数		変更する事項	変更の内容	1	特定障害福祉サービスの量の増加	(変更前)	2	施設障害福祉サービスの種類の変更		<p>様式第1号の2（第2条の2関係） <u>変更指定申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 (事業者・設置者) 名 称 代表者 ㊞</p> <p>次のとおり指定の変更を<u>したいので</u>申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業所 (施設)</td> <td style="width: 95%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更する事項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更の内容</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 45%;">生活介護の場合</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(変更前)</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 45%;">事業所の平面図及び設備の概要</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	略	略	略		事業所 (施設)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table>	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市	変更する事項	変更の内容	1	生活介護の場合	(変更前)	1	事業所の平面図及び設備の概要	
略	略																																								
略																																									
事業所 (施設)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table>	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市																																				
略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table>	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市																																						
所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市																																								
特定障害福祉サービスの事業者にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所																																									
指定障害者支援施設の設置者にあつては、利用者の推定数																																									
変更する事項	変更の内容																																								
1	特定障害福祉サービスの量の増加	(変更前)																																							
2	施設障害福祉サービスの種類の変更																																								
略	略																																								
略																																									
事業所 (施設)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table>	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市																																				
略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width: 85%;">(郵便番号 ー) 県 郡・市</td> </tr> </table>	所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市																																						
所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市																																								
変更する事項	変更の内容																																								
1	生活介護の場合	(変更前)																																							
1	事業所の平面図及び設備の概要																																								

3	施設障害福祉サービス（生活介護に限る。）に係る入所定員の増加	（変更後）
略		

注

1・2 略

3 「変更する事項」の欄は、該当する番号に○をつけること。

4 略

添付書類

1 勤務体制・形態一覧表

2 特定障害福祉サービスの事業者にあつては、各室の用途を明示した事業所の平面図及び設備の概要を記載した書面

3 指定障害者支援施設の設置者にあつては、建物の構造概要及び各室の用途を明示した平面図並びに設備の概要を記載した書面

2	利用者等からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	
3	利用定員	
就労継続支援B型の場合		
4	事業所の平面図及び設備の概要	
5	従業者の勤務の体制及び勤務形態	
6	利用定員	
施設障害福祉サービスの種類を変更する場合		
7	提供する施設障害福祉サービスの種類	（変更後）
8	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
9	利用者の推定数	
10	従業員の勤務の体制及び勤務形態	
施設障害福祉サービスに係る入所定員を増加する場合		
11	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
12	利用者の推定数	
13	従業員の勤務の体制及び勤務形態	
14	入所定員	
略		

注

1・2 略

3 略

添付書類 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長が別に定める書類

様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

（事業者）代表者 ㊦

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)
2 事業所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、住所及び職名	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴	
9 事業所のサービス提供責任者の氏名、住所及び経歴	
10 事業所のサービス管理責任者の氏名、住所及び経歴	
11 事業所の指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、住所及び経歴	
12 運営規程	
13 介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は地域相談支援給付費の請求に関する事項	
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯	(変更後)

様式第2号（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

（事業者）代表者 ㊦

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)
2 事業所の所在地	
3 申請者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名及び住所	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 事業所の管理者の氏名及び住所	
9 事業所のサービス提供責任者（指定一般相談支援の提供に当たる者）の氏名及び住所	
10 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	
11 運営規程	
12 介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は地域相談支援給付費の請求に関する事項	
13 医療法の許可を受けた病院であることを証する書類	(変更後)
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯	

	科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。))		科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。))
15	短期入所の事業所の種別 (併設型・空床型の別)	15	事業所の種別 (併設型・空床型の別)
16	短期入所の併設型の事業所における利用者の推定数又は短期入所の空床型の事業所における当該施設の入所定員	16	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員
17	重度障害者等包括支援の事業者が提供する障害福祉サービスの種類	17	提供する障害福祉サービスの種類 (重度障害者等包括支援の場合に限る。)
18	重度障害者等包括支援の事業者が第三者に委託して提供する障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	18	委託提供する障害福祉サービスの種類及び事業所の名称 (重度障害者等包括支援の場合に限る。)
19	重度障害者等包括支援の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関との協力体制の概要		
20	就労移行支援の事業者が連携している公共職業安定所その他関係機関の名称	19	提携している公共職業安定所その他関係機関の名称
21	就労定着支援の事業者が提供する他の指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地		
22	自立生活援助の事業者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所又は施設の名称及び所在地		
23	共同生活援助の事業者の関係機関との連携その他の支援体制の概要	20	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
		21	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
24	役員の氏名及び住所		
	略		略

注 略

添付書類

- 1 変更した事項を証する書類
- 2 療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う変更である場合は、当該サービスに係る従業者の勤務体制・形態一覧表

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(事業者) 代表者 (印)

事業の廃止（休止）をします（再開をしました）ので、次のとおり届け出ます。

略	
廃止（休止）する（再開した）事業所	名称 所在地
廃止（休止）する（再開した）年月日	年 月 日
略	
現に指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けている者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）	
略	

注

- 1 廃止又は休止をしようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。
- 2 休止した事業を再開したときは、再開の日から10日以内に届け出ること。

添付書類

- 1 勤務体制・形態一覧表（事業の再開に係る届出において、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。）

注 略

添付書類 変更した事項を証する書類

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(事業者) 代表者 (印)

事業の廃止（休止・再開）をしましたので、次のとおり届け出ます。

略	
廃止（休止・再開）する事業所	名称 所在地
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日
略	
現に指定障害福祉サービス又は指定一般相談支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）	
略	

注 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

添付書類 勤務体制・形態一覧表（事業の再開に係る届出において、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限る。）

2 次に掲げる事項を記載した一覧表（事業の廃止又は休止をする場合に限る。）

(1) 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス等に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

(2) 前号の申出があった者に対し、必要な指定障害福祉サービス等を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の名称

様式第3号の2（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 ㊞

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 施設の名称	(変更前)
2 施設の設置の場所	
3 設置者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、住所及び職名	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 施設の管理者の氏名、住所及び経歴	
9 施設のサービス管理責任者の氏名、住所及び経歴	(変更後)
10 運営規程	
11 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	

様式第3号の2（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 ㊞

指定を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

略

略	
変更した事項	変更の内容
1 施設の名称	(変更前)
2 施設の設置の場所	
3 設置者の名称	
4 主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名及び住所	
6 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	
7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
8 施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)
9 施設のサービス管理責任者の氏名及び住所	
10 運営規程	
11 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	

12	申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費に関する事項
13	就労移行支援を行う場合において連携している公共職業安定所その他関係機関の名称
14	役員の氏名及び住所
略	

注 略
添付書類 略

様式第4号（第3条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 (印)

指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

略

略

注 略

添付書類 次に掲げる事項を記載した一覧表

(1) 現に施設を利用している者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

(2) 前号の申出があった者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

様式第4号の3（第4条の2関係）

受付番号

業務管理体制整備事項変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代

12	申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費に関する事項
略	

注 略
添付書類 略

様式第4号（第3条関係）

指定辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

所在地

届出者 名 称

(設置者) 代表者 (印)

指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

略

略

注 略

様式第4号の3（第4条の2関係）

受付番号

業務管理体制整備事項変更届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名 (印)

(法人にあっては、名称及び代

表者の氏名)

業務管理体制の整備について変更したので、届け出ます。

略
変更があった事項
1・2 略
3 代表者の氏名
4 略
5 法令遵守責任者の氏名
6 略
7 略

略

注 略

様式第16号（第12条関係）

指定自立支援医療機関処分届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所）

届出者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条第2号に規定する処分を受けたので、次のとおり届け出ます。

略	
処分を受けた日	
処分の根拠法	
略	

注 処分の根拠法の欄には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条第2号に規定する法律のうち該当する法律名を記載すること。

表者の氏名)

業務管理体制の整備について変更したので、届け出ます。

略
変更があった事項
1・2 略
3 代表者の氏名及び生年月日
4 略
5 事業所の名称及び所在地
6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
7 略
8 略

略

注 略

様式第16号（第12条関係）

指定自立支援医療機関処分届出書

年 月 日

職 氏名 様

住所

（法人にあつては、主たる事務所）

届出者 氏名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（医療法・健康保険法・介護保険法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に基づく処分を受けたので、次のとおり届け出ます。

略	
処分を受けた日	
略	

注 「医療法・健康保険法・介護保険法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」のうち該当するものに○を付けること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、<u>第24条第2項、第26条第2項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(就労継続支援の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>(就労定着支援の基準)</u></p> <p>第11条 <u>条例に定めるもののほか、就労定着支援に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。</u></p> <p><u>(自立生活援助の基準)</u></p> <p>第12条 <u>条例に定めるもののほか、自立生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。</u></p> <p>(共同生活援助の基準)</p> <p>第13条 条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、<u>別表第11</u>のとおりとする。</p> <p>(多機能型事業所の基準)</p> <p>第14条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第4項に規定する放課後等デイサービ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項及び<u>第23条並びに別表第1から別表第9までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(就労継続支援の基準)</p> <p>第10条 略</p> <p>(共同生活援助の基準)</p> <p>第11条 条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、<u>別表第9</u>のとおりとする。</p> <p>(多機能型事業所の基準)</p> <p>第12条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第4項に規定する放課後等デイサービ</p>

ス（以下「放課後等デイサービス」という。）、同
条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同
条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類
 以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型

事業所」という。）に係る最低基準は、別表第12の
 中欄のとおりとする。

2 多機能型事業所に係る指定基準は、別表第12の右
 欄のとおりとする

（中山間地域の要件）
第15条 略

附 則

第1条 略

（経過措置）

第2条 平成33年3月31日までの間、障害支援区分が
 区分4から区分6までの者であって次のいずれかに
 該当するものが希望する場合は、別表第11サービス
の提供の項第34号の規定にかかわらず、他の指定障
害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度
訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護
に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

（1）～（4） 略

2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用
 させる事業所に対する別表第11従業者の配置の項
 第1号（2）及び第2号（2）の規定の適用について
 は、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数
 とみなす。

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定
 障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定め
 る必要な量に満たない区域においては、平成37年3
 月31日までの間、別表第11設備の項第1号の規定に
 かかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建
 物を共同生活住居とすることができる。

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	指定基準
略	
記 録 の 作 成 及 び 保 存	1 サービスの提供の項第17号の規定によ る市町村への通知に係る記録を整備する こと。 2 条例別表第1記録の作成及び保存の項 に規定する記録及び前号の記録は、次に

ス（以下「放課後等デイサービス」という。）及び
同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種
類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能
型事業所」という。）に係る最低基準は、別表第10
 の中欄のとおりとする。

2 多機能型事業所に係る指定基準は、別表第10の右
 欄のとおりとする

（中山間地域の要件）
第13条 略

附 則

第1条 略

（経過措置）

第2条 平成30年3月31日までの間、障害支援区分が
 区分4から区分6までの者であって次のいずれかに
 該当するものが希望する場合は、別表第9サービス
の提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障
害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度
訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護
に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

（1）～（4） 略

2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用
 させる事業所に対する別表第9従業者の配置の項
 第1号（2）の規定の適用については、その数に2分
 の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

第3条 現に提供されている共同生活援助に係る指定
 障害福祉サービスの量が鳥取県障害福祉計画に定め
 る必要な量に満たない区域においては、平成37年3
 月31日までの間、別表第9設備の項第1号の規定に
 かかわらず、精神病床を減少した病院の敷地内の建
 物を共同生活住居とすることができる。

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	指定基準
略	
記 録 の 作 成 及 び 保 存	条例別表第1記録の作成及び保存の項に 規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定める期間保存すること。 （1）決算書類 30年間 （2）会計伝票、会計帳簿及び証ひょう

	掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 <u>(1) 決算書類 30年間</u> <u>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</u> <u>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</u>
略	

	書類 10年間 <u>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</u>
略	

別表第2 (第4条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	条例別表第2記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)~(3) 略	略
略		

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
記録の作成及び保存	条例別表第2記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)~(3) 略	略
略		

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1~32 略 <u>33 利用者の職場への定着を促進するため、サービスの提供により就職した利用者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。</u>	略
記録の作成及び保存	1 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録を整備する	略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1~32 略	略
記録の作成及び保存	<u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画並び</u>	略

存	<p>こと。</p> <p>2 条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>
略	
備考	略

別表第5 (第7条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第6 (第8条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		

存	<p>に条例別表第3サービスの提供の項の中欄第2号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>
略	
備考	略

別表第5 (第7条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第6 (第8条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		